

第 84 回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針

第 84 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及・振興に資するため、次の方針に基づき計画的に準備する。

1 整備の主体

第 84 回国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技の競技用具の整備は、第 84 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針及び同細則並びに別に定める競技用具整備計画に基づき、県及び会場地市町村が行うものとする。

公開競技及びデモンストレーションスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等において行うものとする。

2 推進体制

競技用具の整備に当たっては、県と競技会場地市町村が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会、中央競技団体等と連携の上、推進するものとする。

3 整備方法

競技用具は、原則として、県、競技会場地市町村、県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用が困難な場合についてのみ購入するものとする。

4 配慮が必要な競技用具

一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量、質を超えて整備しなければならないものについては、別に定める。

なお、整備に当たっては、他県との共同調達等を検討するものとする。

5 保管・利活用

購入する競技用具の保管、大会終了後の利活用等については、県及び競技会場地市町村がそれぞれの責任において行うものとする。